

これまでの建築基本法制定準備会の主な活動

(建築法制度と準備会の主な活動)

- 1950年 建築基準法・建築士法制定
- 1998年 建築基準法改正
- 2003年 建築基本法制定準備会発足
- 2005年 構造計算書偽装事件
- 2007年 韓国 建築基本法制定
- 2010年 建築基本法試案
- 2017年 超党派国会議員による勉強会開催（全三回）
- 2020年 「持続可能社会と地域創生のための建築基本法制定」 発刊
- 2024年 国交省住宅局参加の国会議員勉強会第一回開催

- ・議員会館でのシンポジウム開催
- ・長野、鹿児島、仙台、金沢など地方シンポジウム開催
- ・毎年の2回程度のニューズレター発行
- ・冊子「持続可能社会と地域創生のための建築基本法」の読書会毎月開催中

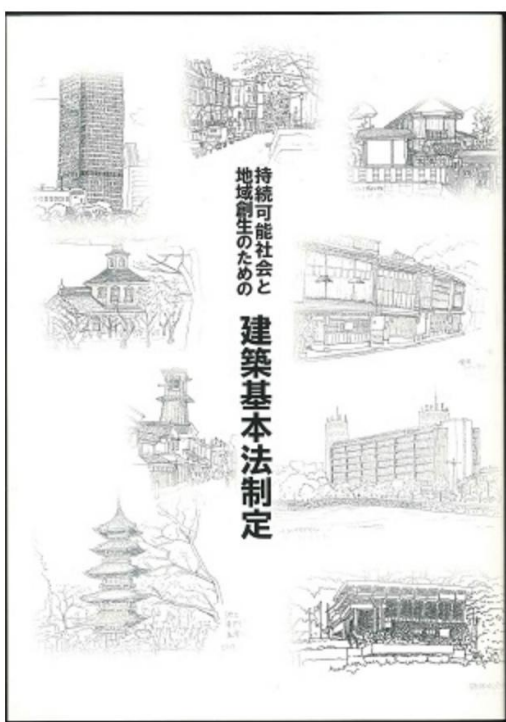


仙台開催シンポジウム(2017年12月)



衆議院議員会館開催シンポジウム(2023年12月)

👉 当会は、超党派国会議員連盟による議員立法での「建築基本法」の制定を目指している団体です。



冊子「持続可能社会と地域創生のための建築基本法制定」
2020年4月 建築基本法制定準備会編 A-FORUM出版

ご購入申し込みはこちらから→



申込書



PDF

持続可能社会と地域創生のための
建築基本法制定 解説ガイド

2025年10月
建築基本法制定準備会



当会HPへ

持続可能社会と地域創生のための

建築基本法

— 地域からはじまる新しいまちづくり —



建築基本法制定準備会

今の建築基準法は制度疲労

今の建築基準法は1950年に制定され、改正を重ねてきましたが、この法律は最低限の基準であり、新築に重点が置かれており、今日の社会課題や新しい技術、持続可能な社会に十分対応しているとはいえません。そこで必要なのは、成熟社会に質の高い建築を提供する制度です。その制度の根幹に我々が提唱する「建築基本法」があります。

建築の理念を定める「建築基本法」

歴史や文化を踏まえた理念を定め、社会資産形成により、公共の福祉に資することが「建築基本法」の目的です。「建築基本法」に基づいて、学識経験者による委員会などで審議され、建築基本計画が定められ、施策が行われることになります。現行制度では、建築の理念が定められていないために、短期的視点の市場原理に沿ったものになりがちです。



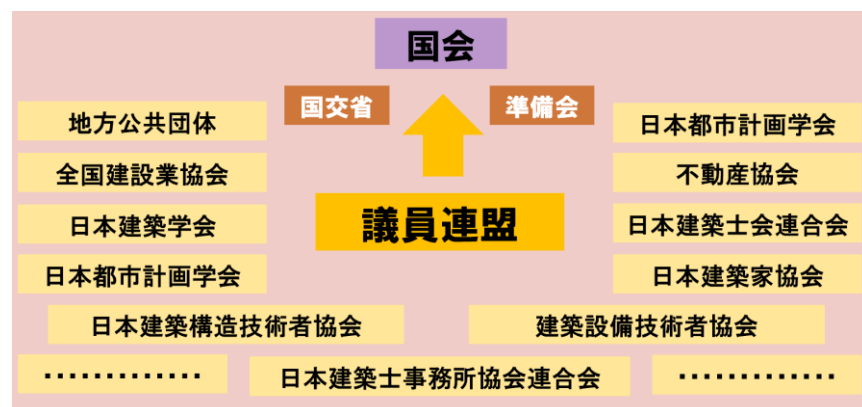
国民の暮らしのための「建築基本法」

現行の建築基準法は、国土交通省の下で、建築各種団体などからの要望や地震などの自然災害に対する対症療法的な処置などにより、法改正を繰り返しています。一方で、住民や専門家の声は、届きにくい状況にあります。わが国では行政主導の立法が主流となっていますが、建築を地域の歴史文化に根差したものとするという理念の下で、暮らしの原点を支える「建築基本法」が必要です。百年の建築まちづくりを見据えた新しい建築の世界の構築を目指します。

「建築基本法」は建築・まちづくりの理念を定める理念法で、建築を軸に、防災・教育・産業・文化を含めて地域を強くし、美しい日本をかたちづくるための基本となる法律です。

「建築基本法」の制定に向けて

「建築基本法」の制定は、新しい社会構築のために、国会議員の議員連盟を核に、行政・業界・学会・専門家・市民の幅広い議論の上で進め、制定後は国と地方自治体が基本計画を策定し、実行していくことで、その理念が具体化されます。



現在は、「建築基本法」制定にむけた超党派国会議員による勉強会が開催されています。

「建築基本法」による新しい建築の世界

制定の目的	基本理念と関係者の責務を明確にし、健康・文化・福祉の増進を図る。
基本法の理念	建築物と地域空間における安全確保、健康・環境への配慮、公共性、歴史文化の尊重、維持管理と継承、地域との調和により、安全で豊かな国土空間を形成する。
関係者の責務	国・自治体: 持続可能社会のために、建築の理念実現のための施策実施。 建築主・所有者・使用者・事業者: 理念に合致する建築、維持管理を実現。 専門家: 自立と公正を旨に建築を実践し、社会的信頼に応える。 国民: 建築が社会資産であることを認識し、理念の実現に努める。
委員会	建築・地域空間の専門家で構成。基本計画の方針・施策を審議。
基本計画	国・自治体が、基本方針や総合的施策を計画化し、必要事項を定める。
推進施策	社会資産・文化資産としての建築・地域空間づくりの推進。 信頼できる専門家と住民協働によるまちづくり。 コミュニティアーキテクト※1)制度などの創設。 建築関連産業の次世代基幹産業としての育成。 新しい技術の活用とトップランナー政策

「建築基本法」は建築を社会全体の資産と捉え、安全・文化・環境に配慮した建築を推進するために、国から国民まで全員の責任を明確にし、制度・計画・教育・税制を総合的に整えるための基本的枠組みです。

「建築基本法」の理念を実現するための建築基本計画

国は「建築基本法」の理念に則り、主要施策を定め、地方自治体はこれを踏まえて独自計画を作成し、建築・まちづくりや様々な建築活動を推進することになります。他の「基本法」同様に、現在の社会に相応しい制度として、政策推進の仕組みを建築分野でも実現するために、以下のような施策が考えられます。これらは、当会のこれまでの各地のシンポジウムでも議論されています。

まちづくりの誘導	自治体によるまちづくり条例の制定など
ストックの保全活用	質の高い建築物の税制優遇、改修補助拡充など
魅力的建築物の創造	公共公益建築物のブリーフィング※2)、計画レビューなど
建築物、まちの強靱化	PML値※3)など新しい耐震指標の導入など
建築教育の推進	小中学校での建築まちづくり学習の導入など
建築関連産業の育成	建築に携わる人材育成や新しい技術導入など
地域住民と専門家らの協働	住民、建築主、事業者、専門家ワークショップなど

※1)コミュニティアーキテクト: まちづくりの担い手である地域住民を「行政」と共にサポートする「専門家」 ※2)ブリーフィング: ブリーフ(発注仕様書)をつくるプロセス ※3)PML値: 再現期間475年の地震に対し、その時の補修費用の新築費用に対する割合

建築基本計画とは「建築基本法」の理念を現実化するための国と自治体による総合的な行動計画であり、目標や施策を具体化し、実行と進捗管理を行う枠組みです。